

母子家庭等（母子・父子）医療費助成について

ひとり親家庭の親（母または父）と20歳未満の児童が医療機関等（病院及び薬局など）で要した医療費の自己負担分（保険適用分のみ（入院の場合、保険適用分と食事代））を助成する制度です。

申請があった場合、養育状況や所得制限の審査を行い、対象者には**受給者証**を発行しています。

窓口負担が無料となる**0歳から18歳（高校卒業年齢相当）の児童**については、**お子様おひとりにつき受給者証を1枚発行**しています。

【助成の仕組み】

○福井県内の医療機関等にかかった場合

医療機関等で『健康保険証』と一緒に『受給者証』を提示してください。

（病院から処方箋が出た場合、薬局でも『受給者証』を提示してください）

医療機関等の窓口で、一旦かかった医療費を支払います。支払われた医療費のうち、保険診療分の医療費は、約2ヶ月後に指定の口座に振り込ませていただきます。（手続き不要）

なお、0歳～18歳（高校卒業年齢相当）までのお子様は、医療機関等での支払いは不要です。

（ただし、一部医療機関等では使用できない場合があります）

○福井県外の医療機関等にかかった場合、または福井県内で受給者証を提示されなかった場合

『医療機関発行の領収証』と『受給者証』をご持参のうえ、市役所1階子ども未来課窓口で申請手続きをしてください。

【重要】

かかった医療費が他の制度で助成（高額療養費、附加給付等）の対象になる場合、その金額を差し引いての助成となります。加入健康保険組合等からの支払通知書（コピー）を添付してください。他の制度で助成されていることがこちらで確認できる場合は、自動的に差し引き処理させていただきます。



【有効期限】

○資格認定開始は申請月の翌月1日からです。

（例）4月中に申請された場合 → 5月1日から対象

○毎年、所得等の審査を行うため、**有効期限は10月31日まで**となります。

ただし、有効期限内にお子様は20歳になる場合は、誕生月の末日までが有効期限になります。

（扶養されているお子様全員が20歳になった時点で、親の資格も喪失となります。）

○**毎年更新の手続きが必要**です。7～8月頃に更新手続きの案内をこちらから送付いたしますので、期限までに必ず手続きいただきますようお願いします。

（期限までに手続きが無い場合は、資格喪失となる場合があります）

※住所・健康保険証・振込口座・氏名等が変更された場合は下記の担当までお知らせください。

〒917-0075 小浜市南川町4-31

子育て応援センターすくすく（健康管理センター内）

母子医療費助成担当 TEL 0770-64-6128